



今月の視点

新しい遺言書はどう変わったのか？ ～ 民法の改正で書き方・保管の方法など～

6月5日、厚生労働省発表『2019年人口動態統計』では、出生率1.36%と4年連続で下がり、出生数は過去最少の86万5000人、自然減51万5000人と、こちらは過去最大となりました。

これと共に、超高齢化が進展する社会経済情勢や、国民の意識の変化を踏まえ、約40年ぶりの改正となり、民法の相続関連の法律が平成30年7月6日に成立し、7月13日に公布されました。

これらの改正は、配偶者居住権の創設、遺産分割等に関する見直し（居住用2,000万円の持戻し免除の推定規定）、自筆証書遺言の方式の緩和、遺言執行者の権限の明確化、自筆証書遺言の保管制度（法務局）創設、遺留分制度の見直し、相続の効力等の見直し、特別の寄与の創設が行われました。

【1】自筆証書遺言の方式緩和——遺言自由の原則

民法は、「自己の財産は自由に処分することができるという原則」と「親に愛されない子供を守るための措置」の2つがあります。

従前は、全文すべて自書によらなければならず、書き損じは全てに訂正と訂正印が必要であったため、所有財産が多いほど労力がかかっていました。

しかし、今回の改正で、財産については、財産目録として別紙にパソコンでの一覧作成や、謄本そのものを添付するなどが認められるようになりました。自書によらない財産目録を添付した場合は目録の全ページに署名押印が必要です。記載が両面にある場合は、両面に署名押印が必要です。

新方式は平成31年1月13日施行されているので、現在は新方式による遺言書を作成できます。遺言の全文、日付及び氏名の全てを自書でなければならないことは、高齢者等にとってはかなり労力を使うものであり、遺言利用を妨げる要因ともなっていました。

また、加除訂正についても、他の文書と比べても厳格な方式であり、被相続人、遺言者の最終意思が遺言に反映されにくいおそれもあるとされていました。つまり、全ての手書きは負担が重く、超高齢化社会における遺言の在り方が求められていたため、改正により、自筆の遺言は格段に増加すると思います。

私たちは遺言者に相続財産の棚卸し、何回も自筆する、遺留分、事業承継など総合的な対応が求められるようになります。

税理士法人
みらい経営の
働き方改革

近日中に、働き方改革の一環として、終業時間の午後6時以降にお掛けいただいた電話は **留守番電話での対応** となります。開始時期は後ほど本紙「経営レポート」にてご案内いたします。ご了承ください。

1) 遺言の方式・種類

普通方式遺言……自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言

特別方式遺言……危急時遺言（一般危急時遺言・難船危急時遺言）と隔絶地遺言（一般隔絶時遺言・船舶隔絶地遺言）があり、普通方式遺言ができない特殊な状況下においてのみ認められる略式の方式です。

したがって、危険な状況等が解決し、遺言者が普通方式での遺言ができる状態になってから6か月生存していた場合は、特別方式で作成した遺言は無効となります。

2) 普通方式遺言の概要

	〈従来の〉自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	本人が遺言の全文、日付・氏名を自書し、押印する。	遺言者が口述し、それを公証人が文書にして作成し、読み聞かせる。	本人が作成（自書でなくてもよい）した遺言書を封印し、公証役場で証明を受ける。
証人	証人不要	証人2名以上必要	証人2名以上必要
保管場所	保管場所を問わない。	原本は公証役場で保管される。	保管場所を問わない。
メリット	<ul style="list-style-type: none">一人で簡単にできる。費用がかからない。遺言の内容を秘密にできる。	<ul style="list-style-type: none">公証人が作成するため方式不備にならない。原本を公証役場で保管するため変造・隠匿のおそれがない。	<ul style="list-style-type: none">遺言の内容を秘密にでき、偽造・変造等を防止できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">遺言書の紛失、偽造・変造のおそれがある。相続時に遺言書が見つからないおそれがある。方式不備、内容不備で法的に無効になるおそれがある。	<ul style="list-style-type: none">遺言内容が公証人や証人に知られる。制作に手間と時間を要する。費用がかかる。	<ul style="list-style-type: none">遺言書の紛失のおそれがある。方式不備、内容不備で法的に無効になるおそれがある。作成に手間と時間を要する。費用がかかる。
件数	<ul style="list-style-type: none">検認必要。数は不明だが検認数は平成30年に17,487件。	<ul style="list-style-type: none">平成2年は43,000件。平成30年は11万件。	<ul style="list-style-type: none">年130件程度

3) 自筆証書遺言などの場合（注意点）

前提として、意思能力があり、字が書けることがあります。（作成時、少なくとも自筆で150文字以上が必要となります）

遺言能力とは、満15歳以上で、自分の行なった行為の結果を判断し得る精神能力（意思能力）を有し、自分が一人で契約などの有効な法律行為ができる能力をいいます。

遺言年齢は、未成年者（20歳未満）であっても、満15歳になれば遺言能力ありとされています。

しかしながら、重い病気で意識がもうろうもうろう状態の場合、また、意識はハッキリとしているが軽度認知障害（MSI）である場合の遺言は、後日問題となりやすいので医師の診断書などが必要となります。

また、法律上では精神上の障害により事理を弁識する能力を欠いていた者が、その能力を一時的に回復した時には遺言できるとされていますので、このような特別な状況のときに遺言書を作成する場合は、医師2人以上の立合いを求めて遺言ができる状態であったことを証明してもらわなければなりません。

【2】 保管制度として法務局への預かり

自筆証書遺言のリスクは、紛失したり、他の相続人による隠匿もしくは変造されたりするおそれがあります。これらにより相続をめぐる紛争が生じるおそれがあり、その対応策として法務局への預かりが制度化されました。

施行日は、令和2年7月10日からです。これにより、相続トラブルの減少が期待されます。

- 1) 保管の申請は民法の自筆証書遺言だけです。封印しない状態で申請します。
- 2) ・遺言者は、所有不動産の法務局の遺言書保管官に対して行います。
 - ・遺言者は、作成年月日、氏名、生年月日、住所及び本籍、受遺者、遺言執行者、その他の記載が必要となります。
 - ・遺言者は保管所に自ら出向き、本人確認(顔写真付き)が必要です。自ら出向かないと利用できません。
 - ・原本は保管され、データ化され、保管コストは1通3,000円程度です。
 - ・遺言者は閲覧請求でき、また、保管の申請の撤回や変更も可能です。
 - ・遺言者の生存中は、遺言者以外は閲覧ができません。
 - ・亡くなった方について、請求者は相続人、受遺者等となっている方が遺言書が保管されているか証明の交付請求ができます。後日、相続人全員に通知が届きます。
 - ・保管遺言書については、遺言書の検認規定はありません。
 - ・相続手続きは「遺言書情報証明書」で手続きをします。その際は手数料が必要です。
 - ・法務局は保管のみで、内容のチェックはありません。不安ならば公正証書遺言の利用を検討しましょう。
 - ・遺言者が住所変更をした際は、変更の届出を行うことが必要です。

【3】 遺言書がある場合の相続対策としての期待される効果

1) 遺産争いを防止する

遺産相続が法定相続に優先します。法定相続は補充的なものです。民法の原則(私的自治の原則)が強く、遺産所有者が自由に自分の財産を処分できる、との考えです。

但し、遺族の生活保障といった面から遺留分制度もあります。

特に防止のために遺言書が必要となる場合は以下のような場合が考えられます。

- ①子がなく、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合
- ②先妻の子と後妻の子がいる場合
- ③内縁の妻や認知した子がいる場合

2) 残したい人に残したい財産を相続させる

相続権のない子の配偶者、孫や兄弟姉妹、内縁の妻、特定の相続人に多く、又は少なく相続させたい場合などです。

生前世話になった第三者や法人、公益事業に寄付したいなども同様です。

3) 相続手続きをスムーズに進める

- ① 相続人が海外居住している場合に、印鑑証明の代わりに、在外公館に出向いて領事の面前で協議書にサイン(署名)を行ない、このサイン証明書を添付するかたちが可能です。また、不動産の登記には、住民票の代わりに「在留証明書」を添付することができます。遺言執行者が指定されていれば、これらの面倒は省略されます。

- ② 相続の効果として、相続財産の処分（例えば不動産の物納）・使用法などを含めて、考えることは重要です。
- 遺言執行者の定めがあれば、原則として預貯金等の解約など遺言執行に必要なことを相続人の同意や印鑑などなくとも行うことができます。

4) 預貯金の仮払請求悪用の防止（令和元年7月1日以降）

民法改正により、遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、①預貯金債権の一定割合（金額による上限あり）については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようになりました。

また、②預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和されています。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権（注）のうち、各口座ごとに以下の計算式で求められる額（150万円を限度とする）までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができます。

（注）金融機関は遺贈する旨の遺言書の存在を知らない場合、仮払いに応じてしまいます。遺贈された相続人は遺言書に基づいて早めに名義変更し、仮払いを防止するようにしましょう。

【計算式】

単独で払戻しをすることができる額 ＝（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1） ×（当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分）
--

仮払いを受けた預貯金については、その相続人が遺産の一部分割によって取得したものとみなされます。

5) スムーズな事業承継に役立つ

①非上場株式等についての相続税の納税猶予を受けようとする場合

都道府県知事に対して相続開始の日の翌日から8か月以内に認定申請書を提出しなければならないとされています。

認定申請書には、その株式等を誰が相続するのかが決まっている、すなわち、遺産分割協議書又は遺言書の添付が必要とされています。

そのため、相続人の間で遺産分割協議が調わなかった場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けることができなくなります。

- | |
|--|
| ・ 分割協議が調わなかった場合の問題点
① 後継者が5か月以内に代表者に就任 → 役員変更登記に支障が出る
② 8か月以内に都道府県知事に認定申請 → 分割協議書を添付できない |
|--|

②後継予定者が事業を承継することができなくなるおそれがあります

未分割遺産である株式は準共有状態にあるため、会社法106条により、株式についての権利を行使するためには、権利を行使する者を一人定め、その氏名をその会社に通知することが必要で、これをしなければ、その会社がその権利を行使することに同意した場合を除き、その株式の権利を行使することができません。

そのため、上記①の場合、被相続人が考える後継者以外の者が経営権を握ることになるかもしれません。

6) 不動産の相続手続きが容易になる

遺言書による指定がある

①「相続させる」と遺言書に記載されている場合

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、その不動産の登記名義を被相続人（亡くなった方）から相続人への名義の変更を行なうことをいいます。

これは、特定の遺産を特定の相続人「相続させる」旨の遺言では、何らの行為を要せずして、被相続人の死亡の時に直ちに承継されるからです。

②「遺贈する」と遺言書に記載されている場合

遺言執行者がいない場合の遺贈の登記は、受遺者（遺産を受ける側）を登記権利者、相続人全員を登記義務者として行われるのが通常です。

そのため、相続人の中に登記に協力してもらえない人がいると相続登記ができないこととなります。

しかし、遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができます。遺言執行者は相続人や受贈者の関与なく、登記権利者兼義務者の立場でその登記を行うことができます。

③特定財産承継遺言

不動産の相続登記において、「遺言執行者は、当該共同相続人が第899条の2第1項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる」と定めています。「遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言」を特定財産承継遺言とといいます。

したがって、遺言執行者は、「相続させる」旨の遺言を執行する場合、登記等の対抗要件を備えなければ、法定相続部分についての権利取得を第三者に対抗できない。

例えば差押えなどの場合はスピードが大切です。

④清算型遺贈

不動産等の遺産を売却換価し、その売却代金を相続人等に対し相続または遺贈する遺言書の場合には、不動産の売主は遺言執行者となります。

なお、その登記の前提として相続登記（法定相続となります）が必要となりますが、この相続登記を行う権限は遺言執行者にあります。

相続人名義の相続登記を遺言執行者が行える例外というわけです。

⑤未分割遺産から生じる賃料債権の明確化

個人で不動産賃貸業を営む者の場合、遺言書を残すことは必須であると考えられます。遺言書が残されていないと、遺産分割協議が調うまでの間の賃料収入は、各相続人の相続分に応じてそれぞれ帰属するとされています。

そのため、遺産分割協議がますます難しくなってしまいます。

7) 税制上の特例の適用がスムーズにできる

①小規模宅地等の特例

個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち、一定のものがある場合には、その宅地等のうち一定の面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべ

き価額の計算上、特定居住用宅地等及び特定事業用等宅地等については80%、貸付事業用宅地等については50%減額することができる特例です。

この特例は、適用を受けようとする宅地等が、相続税の申告期限までに分割されていることが要件とされています。

そのため、小規模宅地等の特例の対象となるすべての宅地等について、遺言者に相続人に対して「相続させる」と記載しておくことがポイントです。

②配偶者の税額軽減

配偶者の税額の軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

a. 1億6千万円

b. 配偶者の実際に取得した財産相続分相当額（法定相続分2分の1）

③相続税額の取得費加算の特例

相続税の課税対象となった相続財産の譲渡が相続の直後の場合には、相続税と譲渡に係る所得税が相次いで課され、負担の調整を図るため、譲渡をした相続財産の相続税相当額をその譲渡所得の金額の計算上、取得費に加算する制度です。

したがって、相続財産などを、相続開始の翌日から、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡の場合、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算します。

④被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡取得の特別控除の特例

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

8) 相続人不存在への対応が可能に

少子化や未婚の人が増加していることによって、相続人が不存在の場合の相続事案も増加傾向にあります。また、相続人が全員相続の放棄をすることによって相続人が不存在になることもあります。

その場合、利害関係人は、家庭裁判所に相続財産管理人の選任申立を行ない、相続財産管理人が被相続人の財産の整理を行うこととなります。

相続人が不存在の場合でも、遺言書が残されていたときは遺言書によって受遺者が財産を取得することができます。

①相続財産全部の包括受遺者が存在する場合

②遺言書が残されていたが、相続財産の一部についてだけ遺贈するとしてある場合

③相続人が誰もいない場合に養子縁組を行なうか遺言書か

9) 遺言書で指定があれば詐害行為に該当しない

詐害行為取消とは、債務者が詐害意思を持って（相手に不利益を与えると知りながら）債権者を害する行為をした場合、債権者がその行為を取り消せることです（民法424条）。

詐害行為取消が認められるためには、債務者が無資力であり、債務者と受益者が債権者

を害することを知っていて、債権者が詐害行為前に債権を取得しており、財産権を目的とした法律行為であることが必要です。

1 0) 遺留分制度の見直しと相続税への影響

まとまった財産を贈与する事例で多いのは、後継者への自社株を相続時精算課税によって贈与することだと思います。贈与者が死亡したら、贈与を受けた自社株は贈与を受けた時の価額で相続財産に戻して相続税が課税されることとされています。

しかし、民法改正で、その贈与が原則として相続開始前10年より前に行われたものであれば、原則として算入する(令和元年7月1日施行)こととされたことから、時間の経過とともに法的安定性は高まることが期待されます。

なお、遺留分侵害額請求権に係る改正であることから、遺言書が残されていない場合には、相続人に対する特別受益の計算は、相続開始前に行われたものについてはすべてみなし相続財産として計算することになります。

1 1) 遺言書による生命保険金の受取人変更

平成22年4月1日から施行された保険法によって、遺言で保険金受取人を変更することが可能になりました。

保険法では、①保険契約者は保険金受取人を変更することができること、②保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険会社であること、③遺言による保険金受取人の変更も可能であること等を規定しています。

以上のことから、保険金受取人については、生前に変更手続きをしておくことが無難な選択と思われます。

石川 光男

6月の税務と労務

- | | |
|------------------------|-----------|
| ・ 4月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(6月30日) |
| ・ 10月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(6月30日) |
| ・ 10月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(6月30日) |
| ・ 5月分源泉所得税納付 | 期限(6月10日) |

税理士法人みらい経営 名古屋オフィス(発行元)
税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052(651)6000 FAX 052(652)0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp
<https://www.mirai-kg.com/>

半田オフィス
税 理 士 榑 原 睦
〒475-0853 半田市南末広町125番11 グロワールスギ4階
TEL 0569(26)1566 FAX 0569(26)1569
mbara623@k6.dion.ne.jp